
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025 年 5 月 9 日

重要経済安保情報保護活用法のガイドライン及び Q&A の公表

弁護士 松本 拓 / 弁護士 鈴木 潤 / 弁護士 石川 雅人

Contents

- I. はじめに
- II. 本ガイドライン等策定の背景
- III. 本ガイドライン等の全体像
 - 1. 行政機関向けガイドラインの全体像
 - 2. 適合事業者向けガイドラインの全体像
 - 3. Q&A の全体像
- IV. おわりに

I. はじめに

2025 年 5 月 2 日、内閣府は、Web サイトにおいて、経済安全保障領域においてセキュリティ・クリアランス制度を創設する重要経済安保情報保護活用法¹（以下「本法」といいます）のガイドライン及び Q&A（以下「本ガイドライン等」といいます）を公表いたしました。本ニュースレターにおいては、本ガイドライン等の全体像について、速報ベースでご紹介いたします。

なお、本ガイドライン等に関しては、今後、弊所より、更に詳細を掘り下げたニュースレターを発信する予定です。

II. 本ガイドライン等策定の背景

経済安全保障領域におけるセキュリティ・クリアランス制度を構成する主な法令等は、以下のとおりです。

¹ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000027/20250516_0000000000000000

- ① 重要経済安保情報保護活用法(本法)
- ② 重要経済安保情報保護活用法施行令²
- ③ 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準³。(以下「運用基準」といいます)

上記のうち、運用基準は、本法の施行に関して、政府として講ずべき措置や遵守すべき事項を規定することにより、政府における運用を統一化することを目的とするものです。もっとも、運用基準に関しては、閣議決定以前からガイドラインや Q&A によって補足されることが明示されていた他、運用基準案のパブリック・コメントが締め切られた後に開催された有識者会議(重要経済安保情報保護活用諮問会議(第6回))においても、ガイドラインや Q&A 等の必要性が改めて指摘されており⁴、今般、本ガイドライン等が公表されるに至ったものです。なお、同有識者会議には、弊所の弁護士(上田純一弁護士及び安藤翔弁護士)のほか、本稿の筆者である松本及び石川)も専門家として意見を提供しています⁵。

III. 本ガイドライン等策定の背景

本ガイドライン等は、以下の3つの文書から構成されています。なお、今後、各種様式が更に追加で公表される予定です。

本項においては、当該3つの文書に関して、その全体像をご説明いたします。

- ① 重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン(行政機関編)⁶ (以下「行政機関向けガイドライン」といいます)
- ② 重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン(適合事業者編)⁷ (以下「適合事業者向けガイドライン」といいます)
- ③ 適性評価に関するQ&A⁸ (以下「Q&A」といいます)

1. 行政機関向けガイドラインの全体像

行政機関向けガイドラインは、文字どおり、行政機関を名宛人とするものであり、「行政機関が…重要経済安保情報の指定及び保護措置、適性評価の実施、適合事業者の認定等の実務を行うに当たっての補足的事項を定める」ものと位置付けられています。したがって、企業における実務との関係においては、その重要性は必ずしも高くはないと考えられます。

もっとも、行政機関向けガイドラインにおいては、運用基準で示された重要経済基盤保護情報の細目を満たしうる情報の具体例が新たに挙げられており(行政機関向けガイドライン6～14頁参照)、企業において、重要経済安保情報としていかなる情報が指定されうるのかというイメージを形成する上では、有用と考えられます。

² 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和7年政令第26号)<https://laws.e-gov.go.jp/law/507CO0000000026>

³ https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf

⁴ 重要経済安保情報保護活用諮問会議(第6回)議事要旨
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/shimon/kaigi_6/gijiyoushi.pdf

⁵ 重要経済安保情報保護活用諮問会議(第2回)資料3「適性評価に係る専門家意見の整理」
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/shimon/kaigi_2/shiryō_3.pdf

⁶ https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/gyouseigl.pdf

⁷ https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/jigyousyagl.pdf

⁸ https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/tekiseihyoukaqa.pdf

2. 適合事業者向けガイドラインの全体像

適合事業者向けガイドラインは、セキュリティ・クリアランスの取得を目指す企業を名宛人とするものであり、「適合事業者の認定を受けるために必要なことに関する補足的事項及び適合事業者の認定を受けて重要経済安保情報を取り扱うに当たっての補足的事項を定める」ものと位置付けられています。したがって、同ガイドラインは、今般公表された本ガイドライン等の中でも、企業における実務との関係において、最も高い重要性を持つものです。

適合事業者向けガイドラインは、(1)適合事業者の認定、(2)適性評価の実施、(3)重要経済安保情報の取扱い、(4)事後の事情変更、(5)その他の5つの章から構成されています。

このうち、「(1)適合事業者の認定」は、適合事業者の認定を取得するに当たって必要となる企業内の体制整備及び具体的な申請プロセスについて詳細な説明を行うものです。

企業内の体制整備としては、内部規程の整備、内部のガバナンス体制の確立(意思決定に関する外国からの所有、支配又は影響の把握並びに責任者の選定)、教育資料の作成と教育の実施並びに施設設備の整備が求められています(適合事業者向けガイドライン2～10頁)。

この点、内閣府が従前より有識者会議やパブリック・コメントにおいて説明を行ってきたとおり、今般、適合事業者向けガイドラインに含まれる形で、内部規程(適合事業者向けガイドライン別添1)や教育資料(適合事業者向けガイドライン別添2)の雛形も公表されています。また、整備すべき施設設備の詳細に関しては、運用基準のパブリック・コメントの際にもその案が示されていましたが、適合事業者向けガイドラインにおいて、改めて正式な内容が示されています(適合事業者向けガイドライン5～8頁)。

「(2)適性評価の実施」においては、企業が役員及び従業員に適性評価を受けさせる際の候補者の選定、適性評価の実施に関連した留意事項、適性評価を取得した者を掲載した名簿の整備、適性評価に関する個人情報の管理に関する事項(目的外利用の禁止に関する事項も含む)、派遣労働者の取扱いに関する事項等が説明されています(適合事業者向けガイドライン11～20頁)。

なお、適合事業者向けガイドラインでは、求職者も適性評価の対象であることが明示されており、求職者の取扱いについても説明されています(適合事業者向けガイドライン13～15、18)。

他方、「(1)適合事業者の認定」や「(2)適性評価の実施」とは異なり、「(3)重要経済安保情報の取扱い」においては、適合事業者の認定を受けた後の重要経済安保情報の取扱いに関する実務上の留意事項について、詳細が説明されています。こうした留意事項には、重要経済安保情報の取扱い者の制限、行政機関からの重要経済安保情報文書等(重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいいます)の受領の仕方、受領した重要経済安保情報文書等の保管・管理、閲覧、複製に関する事項の他、運搬に関する事項、保管状況に関する検査に関する事項、返却や廃棄に関する事項等が含まれています(適合事業者向けガイドライン21～27頁)。

「(4)事後の事情変更」においては、適合事業者の認定や適性評価を受けた後、認定の基礎となった一定の事項に関して変更が生じた場合について、行政機関への報告や再審査を受けることが求められています(適合事業者向けガイドライン28～29頁)。

「(5)その他」においては、企業が適合事業者の認定を受けた後、行政機関との間で締結する契約に関して、補足説明を行っています(適合事業者向けガイドライン30頁)。なお、当該契約の雛形についても、適合事業者向けガイドラインに添付する形で、今般公表されています(適合事業者向けガイドライン別添3)。

3. Q&A の全体像

Q&A は、適性評価の対象者の他、適性評価の調査において協力を求められる対象者の上司や協力を求められうるその他の関係者(公務所等を含みます)向けの Q&A と位置付けられており、適性評価に関する基本的な事項を説明するものとなっています。

IV. おわりに

本ガイドライン等(とりわけ適合事業者向けガイドライン)の公表により、適合事業者の認定、役員及び従業員に対する適性評価並びに企業が重要経済安保情報の提供を受けた後の当該情報の取扱いを含むその他の実務運用について、運用基準の下では不明であった事項の多くの部分が明確化されています。本ニュースレターでは速報ベースで本ガイドライン等の全体像をご説明いたしましたが、冒頭にも記載のとおり、更なる詳細については、今後、弊所より、更に掘り下げたニュースレターを発信する予定です。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 鈴木 潤 (jun.suzuki@amt-law.com)
弁護士 石川 雅人 (masato.ishikawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。